

MSI Marine News

トピックス

●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご閲覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)



港湾運営会社制度について

国土交通省では、国際競争の基盤整備の促進として、日本への国際コンテナ基幹航路の維持・拡大を図るため、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、また、これらの港湾においてコンテナ埠頭等を一体的に運営する港湾運営会社の指定に係る制度を創設する等の改正を行っています。本稿では、港湾運営会社制度について紹介いたします。

1. 港湾運営会社制度設立の背景

釜山港をはじめとするアジア主要港のハブ機能強化により日本発着貨物の18% (2008年) がアジア主要港等に奪われ、日本を発着する国際基幹航路の就航 (便数) が減少しています。このままの状況が続けば、ますます貨物が奪われることになり、日本発着の基幹航路はさらに大きく減少していく悪循環に陥ります。そうなると、国民生活や産業活動に必要な物資や製品を低コストでスピーディに輸出入することが困難になり、国内立地の国際競争力低下を招くことに繋がります。

従って、「選択と集中」のもと、選定された国際コンテナ戦略港湾 (京浜港、阪神港) において、高規格コンテナターミナルの整備とともに、荷役機械等の整備やフィーダー輸送強化するための取り組みを一体的に集中して実施することで、ハブ機能の強化を図ることが必要です。

このため、平成23年3月の港湾法改正により、国際戦略港湾等の運営に関する業務を一元的に担う「港湾運営会社」制度が創設されました。



資料：国土交通省ホームページ

2. 港湾運営会社制度の概要

具体的には、「港湾の選択と集中」を進めるという観点から、「特定重要港湾」が廃止され、国際コンテナ戦略港湾 (京浜港、阪神港) を「国際戦略港湾」、それ以外の港を「国際拠点港湾」として見直しを行い、港湾管理者100%出資の財団法人である外貿埠頭公社を株式会社化し、民間資金を導入することにより、必要な港湾施設整備を行うとともに、公設民営の徹底による創意工夫あふれる「港湾経営」への早期転換を図るものです。

国際拠点港湾の港湾管理者は、1つの港に1社に限り、コンテナ埠頭等を一体的に運営する港湾運営会社を指定することができます。

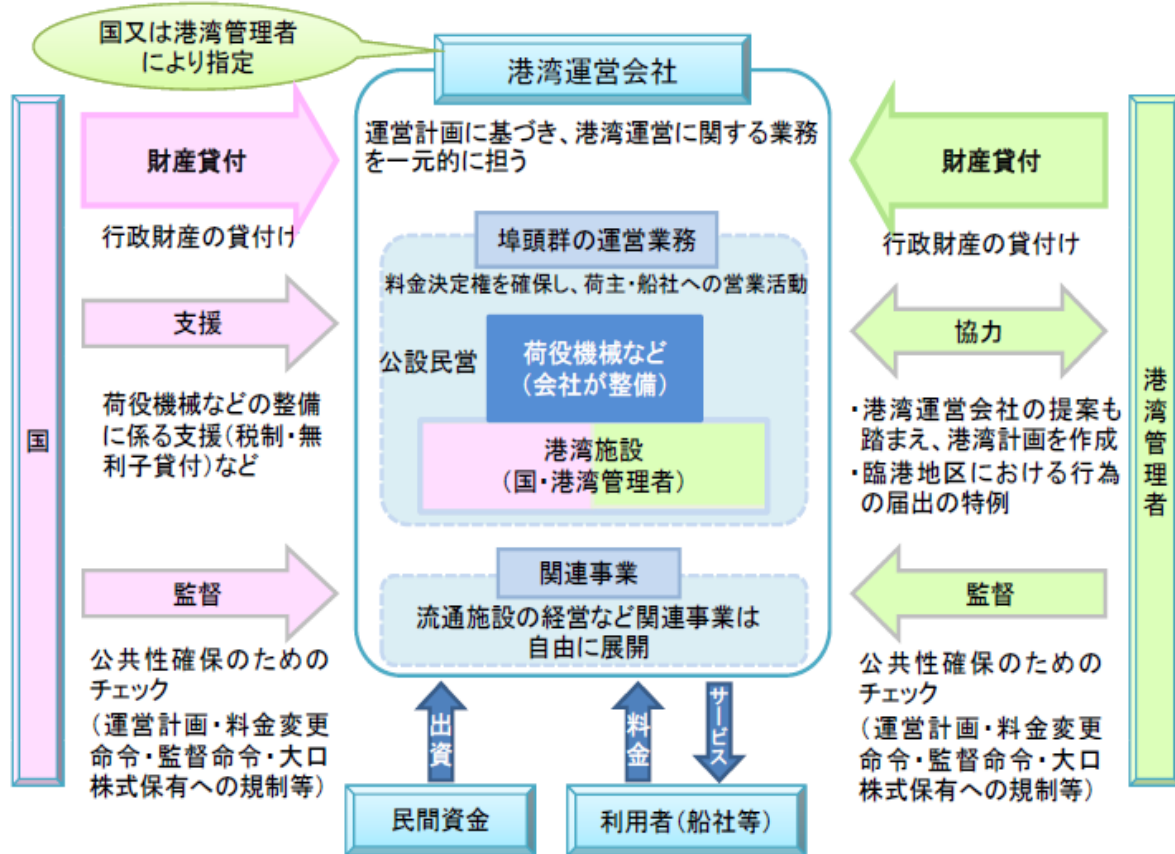
(指定要件)

- ◆ 事業内容が港湾計画に適合するものであること
- ◆ 運営に関して適正かつ確実な計画を有すること
- ◆ 運営について十分な経理的基礎を有すること

3. 港湾運営会社の主な業務

港湾運営会社は、運営計画に基づき、港湾運営に関する業務を一元的に担い、これまで港湾局が行ってきた施設の利用料金の設定や、施設の利用調整、荷役機械等の整備が可能です。

港湾運営会社の仕組み



資料：国土交通省ホームページ

港湾運営会社制度の導入にあたっては、関係者等と十分協議を行い、より効率的な港湾運営を実現する観点から、検討を進める必要があります。

<参考文献一覧>

国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/>

以上